

福岡県公報

平成二十九年九月八日
第三千九百二十四号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………二

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年八月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十六号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

水産海洋技術センター	所長	一種
	企画管理部長	三種
	研究部長 研究所長	
所長	五種	

を

県土整備事務所	所長	一種
	企画管理部長	三種
	研究部長 研究所長	
副所長	五種	

水産海洋技術センター	所長	一種
	企画管理部長	三種
	研究部長 研究所長	
副所長	五種	

に改める。

附則

この規則は、平成二十九年九月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年八月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二県土整備事務所の項中「支所長」を「支所長 センター長」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年九月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年八月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十八号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ中

所長
副所長
支所長
地域整備
企画監

を

所長
副所長
支所長
センター
長
地域整備
企画監

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年九月一日から施行する。